

# 令和元年第2回足立区議会定例会提出案件（追加）

令和元年7月2日現在

議案番号	整理番号	案 件 名	備 考
	1	足立区長等の給料の特例に関する条例	区長、副区長及び教育委員会教育長の給料月額の減額
	報告 1	専決処分した事件の報告について	和解 96,000円 1件
	報告 2	専決処分した事件の報告について	和解 159,590円 1件
	報告 3	専決処分した事件の報告について	和解 669,300円 1件
	報告 4	専決処分した事件の報告について	損害賠償額 1,700円 1件

議員提出第9号議案

足立区議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により提出する。

令和元年 月 日

提出者

足立区議会議員	吉	岡	茂
同	岡	安	たかし
同	かねだ		正
同	ぬかが	和	子
同	鈴	木	あきら
同	渡	辺	ひであき
同	小	泉	ひろし
同	たがた	直	昭
同	はたの	昭	彦
同	ただ	太	郎
同	吉	田	こうじ
同	土	屋	のりこ

足立区議會議長 鹿 浜 昭 様

(提案理由)

文書質問に関する規定について整備する必要があるため、本案を提出する。

## 足立区議会会議規則の一部を改正する規則（案）

足立区議会会議規則（昭和31年9月26日区議会議決）の一部を次のように改正する。

目次中「第6章 発言」を「第6章 発言及び質問」に改める。

第60条の次に次の1条を加える。

### （文書質問）

第60条の2 議員は、区の一般事務につき、会期中、文書で質問することができる。

2 文書で質問しようとするときは、文書質問書を議長に提出しなければならない。

3 議長は前項の規定により文書質問書の提出を受けたときは、回答書を提出する期限を設けて、すみやかに区長に送付するものとする。

4 議長は、文書質問書を区長に送付したとき及び回答書を受理したときは、その写しを全議員に配布するものとする。

第61条中「質問」を「第59条及び第60条の規定による質問」に改める。

### 付 則

この規則は、公布の日から施行する。

議員提出第10号議案

アメリカ合衆国の未臨界核実験に抗議し国際社会の平和と安全を  
求める決議

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

令和元年 月 日

提出者

足立区議会議員	西の原	えみ子
同	ぬかが	和子
同	はたの	昭彦
同	浅子	けい子
同	山中	ちえ子
同	横田	ゆう
同	きたがわ	秀和

足立区議会議長 鹿浜 昭 様

(提案理由)

アメリカ合衆国の未臨界核実験の実施に抗議するため、本案を提出する。

## アメリカ合衆国の未臨界核実験に抗議し国際社会の平和と安全を求める 決議（案）

アメリカ合衆国が、2月13日に核爆発を伴わない未臨界核実験を行ったことをアメリカ核研究機関ローレンス・リバモア国立研究所が発表した。トランプ政権として未臨界核実験は2回目であり、これ以上の実験をやめるよう抗議する。

今、国際社会は、「核兵器のない世界」に進むことが大きな流れとなっている。国連では核兵器禁止条約が採択され、市民社会では核兵器廃絶国際キャンペーン（I C A N）がノーベル平和賞を受賞したという2つの出来事は、日本の被爆者の長年にわたる勇気ある取り組みの成果である。今回明らかになった未臨界核実験の強行は、この世界の流れに真っ向から反するもので認めることはできない。

今回の実験は、包括的核実験禁止条約（C T B T）で禁止される「核実験」には該当しないものとはいえ、アメリカ合衆国が北朝鮮に対し非核化を求める一方で未臨界核実験を続けることは、国際社会の核軍縮に向けた機運を消沈させ、全世界の人々の核兵器のない世界への願いを踏みにじるものである。

足立区議会は、「平和で安全な都市」であることを目指し、区に対し平和と安全の都市宣言を行うよう強く求めることを決議した。区は、これを受けて、平成14年区制70周年にあたり、「平和と安全の都市宣言」を行い、区民をあげて国際社会の平和と安全を維持するために貢献することを誓った。こうした立場からも、このたびのアメリカ合衆国の核実験を容認することはできない。

よって、足立区議会は、アメリカ合衆国の未臨界核実験の実施に抗議し、今後アメリカ合衆国が核兵器の実験中止及び核兵器の廃絶と世界平和の実現に向け、より一層積極的な役割を果たすことを強く求める。

以上、決議する。

令和 年 月 日

足立区議会

令和元年7月3日 午後1時開議

第1	第43号議案	足立区特別区税条例等の一部を改正する条例
第2	第44号議案	足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
第3	第45号議案	足立区立学童保育室条例の一部を改正する条例
第4	第46号議案	足立区鹿浜いきいき館条例の一部を改正する条例
第5	第47号議案	足立区歩行喫煙防止及びまちをきれいにする条例の一部を改正する条例
第6	第48号議案	権利の放棄について
第7	第49号議案	足立区経済活性化基本条例の一部を改正する条例
第8	第50号議案	足立区創業支援施設条例の一部を改正する条例
第9	第51号議案	足立区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
第10	第52号議案	足立区介護保険条例の一部を改正する条例
第11	第53号議案	足立区宅地開発事業調整条例
第12	第54号議案	足立区興野周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
第13	第55号議案	東武伊勢崎線（竹ノ塚駅付近）連続立体交差事業に関する施行協定の変更について
第14	第56号議案	足立区育英資金貸付条例の一部を改正する条例
第15	第57号議案	保育所整備に関する和解について
第16	第58号議案	足立区立保育所の指定管理者の指定について
第17	第59号議案	足立区立保育所の指定管理者の指定について
第18	第68号議案	足立区長等の給料の特例に関する条例
第19	受理番号 2	高すぎる国民健康保険料をこれ以上値上げせずに低所得者・子育て世帯の負担軽減を図るため1兆円の公費投入を求める意見書の提出を求める陳情
	受理番号 3	命を守る熱中症対策の強化を求める陳情
	受理番号 4	中途難聴者に対する補聴器購入費助成を求める陳情
	受理番号 5	介護保険の負担軽減を求める陳情
	受理番号 6	不登校の子ども達や発達障がい特性のある子ども達とその保護者に対する適切な支援等の創設を求める請願
	受理番号 7	子どもを産み育てやすい新たな制度を求める請願
第20	受理番号 14	待機児童の解消とより良い保育の質の向上を求める陳情
第21	受理番号 8	日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書の提出を求める請願
	受理番号 9	選択的夫婦別姓制度の法制化に賛成する意見書の提出に関する陳情
	受理番号 10	国民健康保険料が上がらないようにするとともに、都や国にその財政措置を求める意見書の提出を求める陳情
	受理番号 11	権利擁護支援の地域連携ネットワークへの行政書士の参画を求める陳情
	受理番号 12	全てのがん検診無料化及び女性のがん検診毎年実施を求める陳情
	受理番号 13	児童・生徒の介助員登録者を増やす工夫・改善及び行事介助員を探す際の保護者の負担軽減を求める請願
第22	常任委員会の特定事件の調査について	
第23	議員の派遣について	
第24	議員提出第9号議案	足立区議会会議規則の一部を改正する規則
第25	議員提出第10号議案	アメリカ合衆国の未臨界核実験に抗議し国際社会の平和と安全を求める決議

令和元年7月3日

足立区議会議長

鹿 浜

昭

# 令和元年8月足立区議会会議日程 [閉会中委員会] (案)

足立区議会事務局

月	日	曜	午前	午後
8・	7	水		第70回利根川治水同盟治水大会(常総市) 午後1時開会
・19	月	総務委員会(第3委員会室)	10時	
・20	火	区民委員会(第3委員会室)	10時	産業環境委員会(第1委員会室) 1時30分
・21	水			厚生委員会(第3委員会室) 1時30分
・22	木	建設委員会(第3委員会室)	10時	文教委員会(第3委員会室) 1時30分
・23	金	交通網・都市基盤整備調査特別委員会(第3委員会室)	10時	待機児童・子ども支援対策調査特別委員会(第3委員会室) 1時30分
・24		土		
・25		日		
・26	月			
・27	火			
・28	水	災害・オウム対策調査特別委員会(第3委員会室)	10時	エリアデザイン調査特別委員会(第3委員会室) 1時30分
・29	木			
・30	金	議会運営委員会(第2委員会室)	10時	
		各派幹事長会(第2委員会室)	10時30分	

※ 委員会室は変更する場合がある。

## ◎ 令和元年第3回足立区議会定例会日程 (案)

9月20日(金) ~ 10月21日(月) (32日間)

足立区議会運営要綱新旧対照表

(現 行)	(改 正 案)
<p>第1条～第4条 (省略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第1条～第4条 (省略)</p> <p><u>(文書質問)</u></p> <p><u>第5条 文書質問の回数は、議員1名あたり、年1回とする。</u></p> <p><u>2 前項の回数の起点は、改選後に開かれる定例会からとする。</u></p> <p><u>3 文書質問の内容は2テーマまでとし、1テーマあたり5項目までを上限とする。</u></p> <p><u>4 文書質問書は、本会議で一般質問を終了する日の翌日から本会議最終日の3日前（ただし、土、休日を除く。）までに提出するものとする。</u></p> <p><u>5 文書質問書に対する回答書の提出期限は、2週間程度とする。</u></p> <p>以下、条番号繰り下げ</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この要綱は、令和元年 月 日から施行する。</u></p>